

令和 年 月 日

## 確 認 書 (正)

店舗所在地

---

店舗の名称

---

開設者の氏名

---

㊞

管理薬剤師の氏名

---

㊞

- 1 埼玉県薬剤師会定款、一般社団法人川口薬剤師会定款、薬剤師倫理規定(日本薬剤師会制定)、保険薬局遵守事項並びに関係諸官庁の指導方針を尊重し、薬事関係法規に違反し又は本会の名誉を傷つけるような事はしないこと。
- 2 医薬品等の販売に際しては、昭和47年2月24日付け埼玉県の「医薬品等の販売業者の販売姿勢及び広告の適正化に関する指導方針」並びに昭和55年10月9日付け厚生省の「医薬品等適正広告基準」を遵守すること。
- 3 薬学講習会・地区薬剤師研修会及び各種の学術研修会には積極的に参加して研鑽に努めること。一般社団法人川口薬剤師会会長の指定する研修会には必ず参加すること。
- 4 その他、本会の運営に対し積極的に協力すること。

令和 年 月 日

## 確 認 書 (副)

店舗所在地

---

店舗の名称

---

開設者の氏名

㊞

---

管理薬剤師の氏名

㊞

---

- 1 埼玉県薬剤師会定款、一般社団法人川口薬剤師会定款、薬剤師倫理規定(日本薬剤師会制定)、保険薬局遵守事項並びに関係諸官庁の指導方針を尊重し、薬事関係法規に違反し又は本会の名誉を傷つけるような事はしないこと。
- 2 医薬品等の販売に際しては、昭和47年2月24日付け埼玉県の「医薬品等の販売業者の販売姿勢及び広告の適正化に関する指導方針」並びに昭和55年10月9日付け厚生省の「医薬品等適正広告基準」を遵守すること。
- 3 薬学講習会・地区薬剤師研修会及び各種の学術研修会には積極的に参加して研鑽に努めること。一般社団法人川口薬剤師会会長の指定する研修会には必ず参加すること。
- 4 その他、本会の運営に対し積極的に協力すること。